

[戸籍保険]課 行政経営計画書（総括表）

■事務事業の総括

予算科目 款-項-目（事業）	事務事業名
2-3-1(3)	戸籍住民基本台帳等事業
2-3-1(4)	人口関係統計調査事業
2-3-1(5)	個人番号カード交付事業
3-1-4(3)	子ども医療費助成事業
3-1-4(4)	障害者医療費助成事業
3-1-4(5)	母子・父子家庭医療費助成事業
3-1-4(6)	精神障害者医療費助成事業
3-1-4(8)	後期高齢者福祉医療費助成事業
3-1-4(9)	後期高齢者医療保険事業
3-1-5(3)	国民年金事業
4-1-3(4)	養育医療費助成事業
特別会計	国民健康保険事業（特別会計）
特別会計	後期高齢者医療保険事業（特別会計）

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	2-3-1（3）
事業名	戸籍住民基本台帳等事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・社会生活において、住民の重要な身分事項等を記載した戸籍や居住関係を記録した住民基本台帳等を各種届出に基づき作成・管理し、必要に応じ、諸証明書等の交付を行うことにより、住民が安心して生活するための基礎とする。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務 ・戸籍事務 ・印鑑登録事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務及び戸籍事務は、窓口での住民の手続きに要する時間の短縮や利便性の向上に向けた法改正により、新たな仕組みが取り入れられつつあり、窓口では、住民の各種手続きの内容に応じた適切な説明と対応が求められている。 ・住民基本台帳法の一部改正（令和3年5月）により、窓口で届出書類を作成する手間の軽減や手続きに要する時間の短縮、窓口の混雑の緩和、利便性が向上する仕組みとして、オンラインによる転出・転入手続きのワンストップ化制度の運用を令和4年度末に開始した。 ・戸籍法の一部改正（令和元年5月）に伴い、令和5年度後半からの運用開始に向け、令和2年度以降、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄・抄本の発行を可能とするためのシステム改修を行っている。 ・令和3年11月以降、国の法制審議会戸籍法部会において、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に向けた審議がなされている。 ・令和3年2月から、個人番号カードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを開始した。令和4年度の利用件数は、月平均170件程度で推移している。
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍総合システムについて、国から示される作業工程に従い、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄・抄本の発行に係るシステムの試行運用を行い、令和5年度後半から令和6年度に予定されている本格運用に向けた準備作業を行う。 ・戸籍における氏名の振り仮名の追加に係る法改正がなされた場合は、国から示される作業工程に従い、必要な予算措置等を行う。 ・コンビニ交付サービスについて、住民の利便性や窓口の混雑緩和に繋がるよう、個人番号カードの交付時に案内するなど、周知に努める。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	戸籍、住民記録関係の登録情報を適切に管理し、各種届出、諸証明等の交付手続きを円滑に行う。					
項目(単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
戸籍に関する証明件数	5,407					
住民基本台帳に関する証明件数	12,550					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	住民基本台帳及び戸籍に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R7 年度	住民基本台帳及び戸籍に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	住民基本台帳事務 戸籍事務 印鑑登録事務 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス
4 ~3	戸籍事務内連携サーバの設置 戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修 情報提供用個人識別符号取得

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	2-3-1（4）
事業名	人口関係統計調査事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査：住民基本台帳において出生、死亡、転入、転出、転居等の異動をした者を集計することにより、県内の人口動向に関する統計資料とする。・人口動態調査：戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の統計により、人口及び厚生行政施策の基礎資料とする。		
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査事務・人口動態調査事務		
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査は、毎月初めに、前月中の異動分を愛知県に報告する。・人口動態調査は、月 2 回の報告があり、1～14 日までの届出分を当月 20 日までに、15～末日までの届出分を翌月 5 日までに、江南保健所に報告する。		
令和 5 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・人口動向調査及び人口動態調査について、指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に遅延なく報告する。		

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目 標	人口動向調査及び人口動態調査について、法令に基づく報告事務を適切に行う。					
項 目（単位）	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
人口（令和4年4月1日現在）	24,225					
世帯数（令和4年4月1日現在）	9,837					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。
R7 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
毎月	人口動向調査事務 ・毎月初めに、日本人及び外国人の出生、死亡、転入、転出、転居等の異動を集計し、県に報告する。
毎月	人口動態調査事務 ・毎月2回、戸籍の届出内容を入力・集計し、保健所に報告する。

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	2-3-1（5）
事業名	個人番号カード交付事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 10 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、すべての住民に個人番号（マイナンバー）が付与されることになった。法令の施行後も、出生や国外からの転入等の異動手続の際は、新たに個人番号を付番し、通知されている。 国・地方を通じた行政のデジタル化が、国として喫緊の課題となる中、デジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である個人番号カードの普及拡大を図る。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の付番 個人番号カードの交付等事務 個人番号カードの更新事務 個人番号カードの電子証明書の更新事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 国は、令和 4 年度末までに、ほとんどの住民が個人番号カードを保有することを目指し、普及を進めていくことを目標に掲げ、市区町村は、個人番号カードの交付体制の整備や申請受付の推進のため、交付円滑化計画を策定した。 法改正により、「通知カード」は令和 2 年 5 月 24 日をもって廃止され、同年 5 月 25 日以降、出生等により新たに個人番号を取得した住民には「個人番号通知書」が送付されている。 個人番号カードの交付状況は、令和 2 年度が 3,641 枚（交付率 24.9%）・累計 6,053 枚、令和 3 年度が 3,903 枚（交付率 41.1%）、累計 9,956 枚、令和 4 年度が 6,762 枚（交付率 69.0%）・累計 16,718 枚となっている。 令和 2 年 1 月から、毎月第 2 日曜日の午前に、個人番号カード交付窓口を開設している。 国による個人番号カードの普及促進事業の実施を受け、令和 2 年度以降、個人番号カードの交付申請に関する相談や交付手続きの来庁者が増えている。
令和 5 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。 個人番号カードを早期に交付ができるよう、交付滞留の防止及び交付通知書の早期発送を徹底する。 個人番号カードの新規交付、取得から 5 年経過による電子証明書の更新、暗証番号の再設定を適切に行う。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。					
項目(単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
個人番号カードの交付枚数	3,903					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。
R7 年度	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	個人番号付番事務 個人番号通知に関する事務 個人番号カードの交付等事務 個人番号カードの更新事務 個人番号カードの電子証明書の更新事務

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（3）
事業名	子ども医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 出生から高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）までの子どもの通院及び入院に係る医療費の自己負担分の助成を行う。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は、愛知県及び町が助成している。 小学生（6歳到達の年度末の翌日）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費は、町が助成している。 令和2年度以降、対象者数は若干の減少がみられるが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加傾向は今後も続く予測され、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年度から高校生等の通院に係る医療費の自己負担分を助成に加えることとし、令和4年9月以降、関係条例の一部改正手続き、システム改修、受給者証の更新・発行手続き等を行った。
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月診療分から、町の助成対象に、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の通院に係る医療費を加える。 高校生等の通院医療費の助成拡大について、転入者等、対象者に案内・周知する。 医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R7 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（4）
事業名	障害者医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	・心身障がい者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。		
事務内容	・一定の障がいを持つ方に受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。 ・3年に1回、受給者証の一斉更新（次回は令和7年8月1日）を行う。		
現在における経過又は課題	・対象者数はほぼ横ばいだが、医療費は増加傾向にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。		
令和5年度の目標又は改善策	・医療費の適正化に向け、チラシ等により、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。		

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R7 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療支給申請の受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
7	※受給者証の一斉更新(次回:令和7年8月1日)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（5）
事業名	母子・父子家庭医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。 		
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 児童が18歳の年度末までの母（父）子家庭の母（父）と児童及び18歳の年度末までの父母のいない児童に対し受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年10月に所得判定を行い、受給者証の更新を行う。 	
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布され、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正（平成26年10月1日施行）されたことにより、大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正し、事業名を母子・父子家庭医療費に改め、平成26年10月1日から施行した。 平成30年6月の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する7月31日から10月31日に変更し、平成31年4月1日から施行した。 対象者数は横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向（令和2年度及び令和3年度は減少）にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。 		
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 		

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R7 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
9	対象者の把握と前年度の所得状況調査
10	受給者証の一斉更新並びに医療費抑制チラシの配布
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（6）
事業名	精神障害者医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の健康の保持増進を図るため、精神障がい者の医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。 	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 一定の精神障がいを持つ方で、通院は自立支援受給者証を所有する方に、入院は診断書により申請された方に対し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方には、全疾病の医療費の助成を行う。 手帳の有効期限、通院医療対象の有効期限毎に、受給者証の更新を行う。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 7 月から、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方に全疾病の医療費の助成を開始した。 全国的に精神障がいの方が増加傾向にある中、本町においては横ばいで推移してきたが、令和元年度以降、増加に転じている。長引く不況や生活不安などから、受給者数は、今後も増加傾向で推移すると予測されるため、いっそうの医療費の適正化が求められる。 	
令和 5 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R7 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（8）
事業名	後期高齢者福祉医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	・後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。	
事務内容	・後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。	・対象者の区分に応じ、受給者証の一斉更新（3年ごと。次回令和5年8月1日）を行う。
現在における経過又は課題	・受給者数はほぼ横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向で推移しており（令和2年度及び令和3年度は減少）、自己負担額も増加していることから、安定した持続可能な事業であるためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。	
令和5年度の目標又は改善策	・医療費の適正化に向け、受給者証の一斉更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

■ 3年間の目標

目 標						
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R7 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
7	受給者証の更新案内送付並びに医療費抑制チラシの配布 ※受給者証の一斉更新(次回:令和5年8月1日)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	3-1-4（9）
事業名	後期高齢者医療保険事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・健康診査事務・後期高齢者医療制度支援事務
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・高齢化を背景に被保険者数及び医療費は年々増加している。今後、75 歳以上の人口のさらなる増加により、医療費の増大が想定されることから、後期高齢者医療制度の安定した持続可能な制度運営のためにも、医療費の抑制は課題となっている。・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向け、関係部署との協議を進め、令和 3 年度から事業を開始している。・後期高齢者医療広域連合システム稼働用のパソコン、プリンターの機器更新が必要である。
令和 5 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、制度の周知徹底を図る。・保険証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布し、医療費の抑制を図る。・高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の充実を図るため、関係部署と連携し、健康課題を分析・共有しながら、事業を実施する。・令和 5 年度後半に予定されているパソコン等の機器更新は、愛知県後期高齢者医療広域連合の機器更新の工程・内容を踏まえ、事務に支障をきたさないよう作業を行う。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目 標	新規加入者に対する制度の周知を始め、高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。					
	項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標
	被保険者数(令和3年度末現在)	3,058				
	一人当たり医療給付費(円)	804,940				

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。
R7 年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4	後期高齢者医療システムの借上げ 人間ドック受付
6	健診案内送付
8	被保険者証更新
毎月	75歳到達による新規加入者への案内 ※制度改正に伴うシステム改修は随時

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目 (事業)	3-1-5 (3)
事業名	国民年金事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。 	
事務内容	<p>【法定受託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の受理及び報告（第1号被保険者に係る届出に限る） ・任意脱退申請の受理 ・任意加入の申出の受理及び事実の審査 ・裁定請求（福祉年金含む）の受理及び事実の審査（第1号被保険者期間を有する者に限る） ・障害基礎年金改定請求の受理 ・保険料の免除 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の納付特例及び若年者保険料納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査 ・産前産後納付免除 ・年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理及び請求に係る事実の審査 <p>【その他の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者又は受給者に係る届出（福祉年金を含む）の受理及び事実の審査 ・各種窓口相談・ねんきん特別便に関すること等
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事務は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により役割分担が見直され、市町村で行っていた機関委任事務が廃止され、法定受託事務に移行された。 ・国民健康保険と連携し、国民年金資格取得の届出漏れがないよう手続きを行う必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少者が増加することが予想されるため、日本年金機構の動向を確認し、適切な対応を行う。 	
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金等の各種届出書を受け付け、定期的に日本年金機構へ進達する。 ・年金事務所と連携しながら、国民年金被保険者に対する相談を継続する。 ・学生、経済的理由で年金の納付が困難な場合等、個々の事情に応じ、納付免除・納付猶予等について説明し、適切な手続きを行う。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。					
項目(単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
年金相談(件数)	30					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R7 年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
年間	資格取得・喪失・免除申請等各種届書の受付及び進達(随時) 年金相談日…4月、6月、8月、10月、12月、2月(各月1回)
7	事務費交付金実績報告 障害者年金受給者所得状況調査
2	事務費交付金申請

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	4-1-3（4）
事業名	養育医療費助成事業		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率が極めて高いだけでなく、心身の障がいを残すことも多い。生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であることから、指定医療機関に入院した未熟児に必要な医療を給付し、適正な養育を行う。 	
事務内容	<p>【養育医療の給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育のため、指定医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 <p>【費用の徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育医療を給付したときは、扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。 	<p>【手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育医療の給付が必要とされた新生児の保護者から申請があった場合に、速やかに受診券を交付する。レセプト等で診療日数が明らかになり次第、負担金を決定し、通知する。負担金は、子ども医療費として支給（充当）する旨を併せて通知する。
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度以前の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、平成 25 年 4 月 1 日から、市町村へ権限移譲された。 	
令和 5 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、指定医療機関の医師の判断により開始される医療が対象であるが、未熟児で出生した子が必要な高度の入院治療を受けられるよう、養育にかかる保護者の費用の負担軽減のための給付を適切に行い、家族が安心して療養・看護できるよう支援する。 保護者の申請手続きの際は、説明を十分に行い、不安感を軽減できるよう努める。 	

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■ 3年間の目標

目標	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）					
項目（単位）	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	
養育医療受給件数（件）	6					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）
R7 年度	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ~3	医療費の月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
1	補助金交付申請
3	補助金変更申請

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	特別会計
事業名	国民健康保健事業（特別会計）		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な給付を行う地域の医療保険であり、国民皆保険制度として、社会保障及び地域住民の健康増進に寄与する。 	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者の資格管理 国民健康保険税の賦課徴収 国庫補助金、県費補助金等の申請 国民健康保険事業費納付金の納付 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者への特定健診及び保健事業の実施
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険は、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費は増加しており、安定して持続可能な保険制度を目指す上でも、医療費の抑制が求められている。 平成 30 年度から愛知県との共同運営が始まったが、納付金を保険税収入では賅えず、基金の取崩しや一般会計からの繰入れに依存している状態が続いている。税率等の見直しだけでなく、医療費の適正化や収納率向上のさらなる取組が必要となっている。そのためにも、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防は不可欠であり、保健事業のさらなる充実が求められている。 「第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画」は、計画期間が平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間となっている。 	
令和 5 年度の目標又は改善策	<p>保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指し、A I を活用した特定健診データの分析及び受診勧奨を継続実施する。 「第 2 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画」の最終評価を行うとともに、「第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画」を策定する。 尾北医師会や関係医療機関、扶桑町と健診事務の方法や手順の見直しに向けた検討を行う。 <p>医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複多剤服薬者や重複頻回受診者に受診内容の確認等を行い、適正受診の勧奨を実施する。 <p>収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の口座振替原則化の周知・勧奨を徹底するとともに、税務課との連携による納税相談や滞納整理を継続実施する。 	

■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第 3 節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48.6%	55.8%	49.9%	55.1%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%

成果 指標	国民健康保険税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
95.3%	96.3%	96.5%	96.3%	96.4%	96.4%	96.5%	96.5%

■ 3 年間の目標

目 標					
項 目 (単位)	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大口町国民健康保険運営方針（令和 6 年度～令和 8 年度）」に基づき、適正な課税（税率改定）、収納対策等に取り組む。 ・「第 3 期データヘルス計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」に基づき、被保険者の健康づくりのみならず、医療費の適正化に資する各種保健事業を実施する。
R7 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「大口町国民健康保険運営方針（令和 6 年度～令和 8 年度）」に基づき、適正な課税（税率改定）、収納対策等に取り組む。 ・「第 3 期データヘルス計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」に基づき、被保険者の健康づくりのみならず、医療費の適正化に資する各種保健事業を実施する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容	
4	【国保資格、賦課徴収関係】 短期保険証更新、納税相談、催告書送付	【特定健診、特定保健指導、保健事業関係】 人間ドック 申込受付、受診案内（広報4月号案内） 特定健診受診率向上事業契約 特定保健指導
5	本算定準備 収納強化月間	人間ドック実施 ↓
6	本算定実施、保険税決定（広報6月号案内）療養給付等負担金実績報告	↓特定健診 健診票発送準備（広報6月号案内） ↓
7	被保険者証更新、納税相談（広報7月号案内） 資格証明、短期保険証更新、催告書送付	↓特定健診 健診票発送 ↓
8	収納強化月間、未申告者調査、事業費納付金の納付開始（以後毎月）	↓ ↓
9		特定健診 未受診者への受診勧奨 ↓
10	短期保険証更新、納税相談、基盤安定負担金交付申請	重症化予防訪問（3月まで随時）
11	催告書送付、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	健康まつり 健康チェック ↓↓
12	収納強化月間、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	特定健診 未受診者への受診勧奨案内の発送（広報12月号案内） 特定健康診査等実施計画素案 ↓↓
1	短期保険証更新、納税相談 療養給付費等負担金変更交付、特別調整交付金申請、国保運営協議会での税率改正についての答申後、議会への議案上程	特定健診 集団検診の実施 ↓↓
2	調整交付金実績申請	↓↓ ↓↓
3	国民健康保険税滞納分の執行停止及び不納欠損処分	人間ドック チラシ作成 ↓↓

■目標又は改善策に対する取組内容

--

■評価

--

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	予算科目 款-項-目（事業）	特別会計
事業名	後期高齢者医療保険事業（特別会計）		

■ 基礎情報

目的	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none">・保険料の徴収・保険証等の引き渡し・各種申請や届け出の受付・制度に関する広報及び窓口相談
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、令和4年度及び令和5年度の医療給付費等の財源に充てるため、令和4年度に保険料率が改定され、また、国の基準に合わせ、保険料賦課限度額が64万円から66万円に改定された。また、令和4年10月から、一部負担金の2割負担が導入された。・後期高齢者医療制度が適正かつ安定して持続可能な運営ができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合の事務である資格管理や給付の適正化の推進に協力し、保険料の収納率向上を図っている。・特に、年齢到達により新規加入された方には、後期高齢者医療制度の十分な啓発と丁寧な説明に努めている。・国民健康保険税を滞納したまま、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する者が年々増加していることから、収納対策の強化が求められる。
令和5年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none">・被保険者証の発送時にパンフレット等を同封したり、広報紙等を通じ、制度の周知を図る。令和4年度・令和5年度の保険料率が改定され、また、一部負担金の2割負担が導入されたことから、窓口リーフレットを設置し、手続きに応じ、口頭で説明するなど、周知徹底を図る。・普通徴収の方への口座振替の勧奨、電話催告、文書催告等を頻繁に行い、保険料の収納率の向上を図る。・保険料率の改定年度（令和6年度）の前年度となるため、愛知県後期高齢者医療広域連合からの情報提供をもとに、令和6年度の予算措置等を適切に行う。

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標							
H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4目標値	R5目標値	R6目標値	R7目標値

■ 3年間の目標

目標	愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。					
項目(単位)	R3実績	R4目標	R5目標	R6目標	R7目標	
保険料収納率(現年分)	99.7					

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6年度	被保険者数が増加する一方で、本制度を支える現役世代が減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。
R7年度	被保険者数が増加する一方で、本制度を支える現役世代が減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。

■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4	特徴仮徴収額通知、催告書送付
7	保険料決定通知送付
8	徴収強化月間
11	催告書送付
12	徴収強化月間

■ 目標又は改善策に対する取組内容

■ 評価